

平成 29 年 1 月 30 日

厚生労働省 健康局

受動喫煙防止対策強化検討チームワーキンググループ 御中

「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」への意見

全国救護施設協議会

会長 大西 豊美



救護施設は、障害の種別に関わらず地域での日常生活が困難な人の自立を支援するとともに、施設退所者や地域の生活保護受給者、さまざまな困難の中で生活に困窮している人に対して永年にわたり支援をすすめてきました。生活保護法に基づき施設運営を行うとともに、戦後から生活困窮状態にある者等への支援に取り組み、現在では 180 を超える救護施設が時代とともに変化する多様なニーズに応えつつ、精神障害者や各種依存症者、ホームレス、刑余者、DV 被害者等への支援を行うなど、それぞれの地域におけるセーフティーネットとしての役割を担っています。

この度、「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議」のもとに平成 28 年 1 月に設置された「受動喫煙防止対策強化検討チーム」において強化策の検討が行われており、同年 10～11 月にはワーキンググループが開催されました。そこで貴省から示された「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」に関し、救護施設の立場から下記の意見を提出いたしますので、ご配慮くださいますようお願いいたします。

記

① たたき台では社会福祉施設は、「多数の者が利用し、かつ、他施設の利用を選択することが容易でないもの」に該当し『建物内禁煙』となっている。しかし、社会福祉施設の中でも救護施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設であり、利用者にとっては“住まい”であるとともに精神的な安定を図る場であることから、居住スペースについては新たに導入される制度の対象から除外していただきたい。

※ たたき台にある、「個人の住宅や、多数の者が利用する施設内にあってその用途が個人の住宅と同様と考えられる場所（ホテルの客室等）」については、新たな制度の対象外とする」との考え方を適用いただきたい。

② たたき台では、「特に未成年や患者等が主に利用する施設は、受動喫煙による健康影響を防

ぐ必要性が高い」ため、より厳しい『敷地内禁煙』となっている。保育所や児童養護施設、障害児施設は未成年が主に利用する施設であるが、地域の福祉ニーズに対応するべく多様な事業を展開している社会福祉法人の中には、同じ敷地の中で救護施設と未成年が主に利用する施設を運営しているところもある。このようなケースでの『敷地内禁煙』については、例外的な対応(同一敷地内でも未成年者が主に利用する施設内とその周辺のみを対象とする等)を認めていただきたい。

③ 救護施設利用者が円滑に地域生活に移行できるよう実施する居宅生活訓練事業においては、実際の居宅生活に近い環境で生活訓練を行うことを目的としており、賃貸アパート・借家等を確保して実施するだけでなく、地域内に小規模な生活訓練棟などを設置し、サービスを提供している場合もある。その事業の内容からもまさしく“住まい”であることから、こうした形態で行っている関係事業の居住空間については、新たに導入される制度の対象から除外していただきたい。